

平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱

地方財政法附則第33条の9の規定に基づく年利5%以上の旧資金運用部資金若しくは旧簡易生命保険資金（平成4年5月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。）又は旧公営企業金融公庫資金（平成5年8月31日までに当該地方公共団体に対して貸し付けられたものに限る。）の繰上償還（以下「繰上償還」という。）については、別途定める財政健全化計画又は公営企業経営健全化計画（以下「財政健全化計画等」という。）の内容が当該地方公共団体の行財政改革に相当程度資するものと認められる場合（平成21年度以前において財政健全化計画等を定めている場合は、更なる行政改革・経営改革が実施されると認められる場合）において、下記の条件を充たすものを対象とするものとする。

ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金については、財政力指数が1.0以上の団体（臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の数値が1.0未満の団体を除く。）は対象としない。

記

1 普通会計債

繰上償還の対象となる普通会計債とは、普通会計（地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計で、一般会計のほか、特別会計のうち地方公営事業会計に係るもの以外のものを含む。）に属する地方債をいう（地方債計画上の起債区分では公営企業債として発行されたもので、公営企業に対する出資債（公営企業類似の第三セクターへの出資債を含む。）、事業の廃止等に伴って一般会計で引き継いだものを含む。）。

(1) 年利5%以上の残債

- ① 実質公債費比率が18%以上の団体又は将来負担比率が別表1の基準2の値以上の団体
- ② 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づく合併予定市町村（合併に関する総務大臣告示済の団体に限る。）及び「旧市町村の合併の特例に関する法律」（昭和40年法律第6号）又は「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）の下で合併した市町村（以下「合併市町村等」という。）で、実質公債費比率が15%以上の団体又は将来負担比率が別表1の基準1の値以上の団体

(2) 年利6%以上の残債

- ① 実質公債費比率が15%以上の団体又は将来負担比率が別表1の基準1の値以上の団体
- ② 合併市町村等で、経常収支比率が85%以上若しくは財政力指数が0.5以下、又は

経常収支比率が 80%以上でかつ財政力指数が 0.55 以下の団体

(3) 年利 7%以上の残債

- ① 経常収支比率が 85%以上若しくは財政力指数が 0.5 以下、又は経常収支比率が 80%以上でかつ財政力指数が 0.55 以下の団体
- ② 合併市町村等で、経常収支比率が 75%以上又は財政力指数が 0.6 以下の団体

2 公営企業債

繰上償還の対象となる公営企業債とは、水道事業（地方財政法施行令第 37 条の簡易水道事業を含む。以下同じ。）、工業用水道事業、都市高速鉄道事業（地方公営企業法第 2 条に定める軌道事業及び鉄道事業をいう。以下同じ。）、下水道事業又は病院事業に係る特別会計に属する地方債（病院事業として許可を受けた地方債で、介護サービス事業に係る特別会計に属するものを含む。）をいう。

(1) 年利 5%以上の残債

- ① 当該団体の将来負担比率が別表 1 の基準 2 の値以上又は資本費が別表 2 の基準 2 の値以上の公営企業会計（水道事業、工業用水道事業、都市高速鉄道事業、下水道事業、病院事業又は介護サービス事業に係る特別会計をいう。以下同じ。）
- ② 合併市町村等で、当該団体の将来負担比率が別表 1 の基準 1 の値以上又は資本費が別表 2 の基準 1 の値以上の公営企業会計

(2) 年利 6%以上の残債

- ① 当該団体の将来負担比率が別表 1 の基準 1 の値以上又は資本費が別表 2 の基準 1 の値以上の公営企業会計
- ② 合併市町村等で、以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計
 - (ア) 当該団体の実質公債費比率が 15%以上、経常収支比率が 85%以上又は財政力指数が 0.5 以下の団体の公営企業会計
 - (イ) 特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - (ウ) 災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められる公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

(3) 年利 7%以上の残債

- ① 以下のいずれかの要件に該当する公営企業会計
 - (ア) 当該団体の実質公債費比率が 15%以上、経常収支比率が 85%以上又は財政力指数が 0.5 以下の団体の公営企業会計
 - (イ) 特定環境保全公共下水道（環境基準により経営が圧迫されていると認められる公営企業）
 - (ウ) 災害や人口減少等やむを得ない事情により経営が圧迫されていると認められ

る公営企業（今後、経営が圧迫されることが見込まれる企業を含む。）

- ② 合併市町村等で、当該団体の経常収支比率が75%以上又は財政力指数が0.6以下である団体の公営企業会計

3 各数値の基準年度

各数値の基準年度については、別に定めるものを除き、以下のとおりとする。なお、数値については、地方財政状況調査の報告（又は報告を予定している）数値等を用いることとする。

財政力指数	平成21年度又は平成22年度 (平成19~21年度の3ヶ年平均又は平成20~22年度の3ヶ年平均)
実質公債費比率	平成21年度又は平成22年度 (平成18~20年度の3ヶ年平均又は平成19~21年度の3ヶ年平均)
経常収支比率	平成20年度又は平成21年度
将来負担比率	平成20年度又は平成21年度
資本費	平成20年度又は平成21年度

なお、一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）に係る実質公債費比率、経常収支比率、財政力指数については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを採用するものとする（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、当該団体の区分については、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を採用するものとする。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を当該団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均した結果、当該数値が1.2以上の場合は基準2、1.0以上1.2未満の場合は基準1にそれぞれ該当するものとして取り扱うものとする。なお、一部事務組合等に係る資本費については、通常の公営企業債における取扱いと同様に扱うこととする。

4 繰上償還時期

(1) 旧資金運用部資金

平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利6.3%以上のものについては平成23年3月の定期償還日（定期償還日が銀行の休業日にあたる場合はその翌営業日。以下同じ。）、年利6.0%以上6.3%未満のものについては平成24年3月の定期償還日、年利5.0%以上6.0%未満のものについては平成25年3月の定期償還日とする。

(2) 旧簡易生命保険資金

平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利6.5%以上のものについては平成23年

3月の定期償還日、年利6.0%以上6.5%未満のものについては平成24年3月の定期償還日、年利5.0%以上6.0%未満のものについては平成25年3月の定期償還日とする。

(3) 旧公営企業金融公庫資金

平成22年度公的資金補償金免除繰上償還実施要綱に基づき決定した繰上償還の実施時期については、別に定めるものを除き、年利6.0%以上のものについては平成23年3月の定期償還日、年利5.5%以上6.0%未満のものについては平成23年9月の定期償還日、年利5.0%以上5.5%未満のものについては平成24年9月の定期償還日とする。

5 繰上償還の特例

(1) 平成22年度から平成24年度の間における1及び2の繰上償還の総額が、旧資金運用部資金にあつては6,200億円、旧簡易生命保険資金にあつては2,000億円、旧公営企業金融公庫資金にあつては3,200億円を超える時は各団体ごとの繰上償還の対象となる地方債の額を調整して減額することがあるものとする。なお、旧資金運用部資金について、減額調整が必要な場合は、平成24年度で繰上償還を実施予定である金利区分の中で行うこととする。

(2) 平成23年度以降（旧資金運用部資金については、平成21年度以前において財政健全化計画等を定めている場合は平成22年度も含む。）の繰上償還については、提出された財政健全化計画等の実施状況をチェックした上で、その状況が不当に実施されていないと認められる時は繰上償還を中止、延期又は繰上償還額を調整、減額することがあるものとする。

(3) 普通会計債については、1(1)～(3)の要件にかかわらず、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率が、財政再生基準又は早期健全化基準に該当する団体は、年利5%以上の残債について繰上償還の対象とするものとする。

また、公営企業債については、2(1)～(3)の要件にかかわらず、同法に基づく健全化判断比率又は資金不足比率が、財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準に該当する団体は、年利5%以上の残債について繰上償還の対象とするものとする。ただし、経営健全化基準に該当する団体については、経営健全化基準に該当する公営企業会計のみを対象とするものとする。

(4) 過去5年間のうちの単年度の数値は、1(2)②、1(3)、2(2)②(ア)、2(3)①(ア)、2(3)②の要件に該当していたが、財政健全化計画等と同程度の行政改革によって、現時点での数値はこれらの要件に該当しなくなっている団体等で、繰上償還を認めることが適当と考えられる団体の残債について、繰上償還の対象

とするものとする。

別表1 将来負担比率の水準

区 分	基準 1	基準 2
都道府県	219.3	263.1
指定都市	198.4	238.0
市区町村（指定都市を除く）	77.4	92.8

別表2 公営企業の資本費（元利償還金比率）の水準

			資本費（元利償還金比率）	基準1	基準2
水 道	上 水 道	用水供給	（利息＋減価償却費＋受水費中資本費）／ 有収水量	52円	62円
		末端給水		83円	99円
	簡易水道		（元利償還金＋受水費中資本費）／有収水 量	159円	190円
工 業 用 水 道			（利息＋減価償却費）／現在配水能力	8.6円	10.3円
都 市 高 速 鉄 道			（利息＋減価償却費）／料金収入等	58.0%	69.6%
下 水 道	公 共	汚水分元利償還金／有収水量		132円	158円
	流 域	汚水分元利償還金／処理水量		18円	21円
病 院			（利息＋減価償却費）／料金収入等	10.9%	13.1%

（注）病院事業として許可を受けた地方債で、介護サービス事業に係る特別会計に属するものについて繰上償還を実施しようとする場合、介護サービス事業に係る特別会計の資本費（元利償還金／料金収入等）の水準については、基準1を9.6%、基準2を11.5%とする。